

情報通

2021. May 5月号

発行：東京税理士会 情報システム部
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

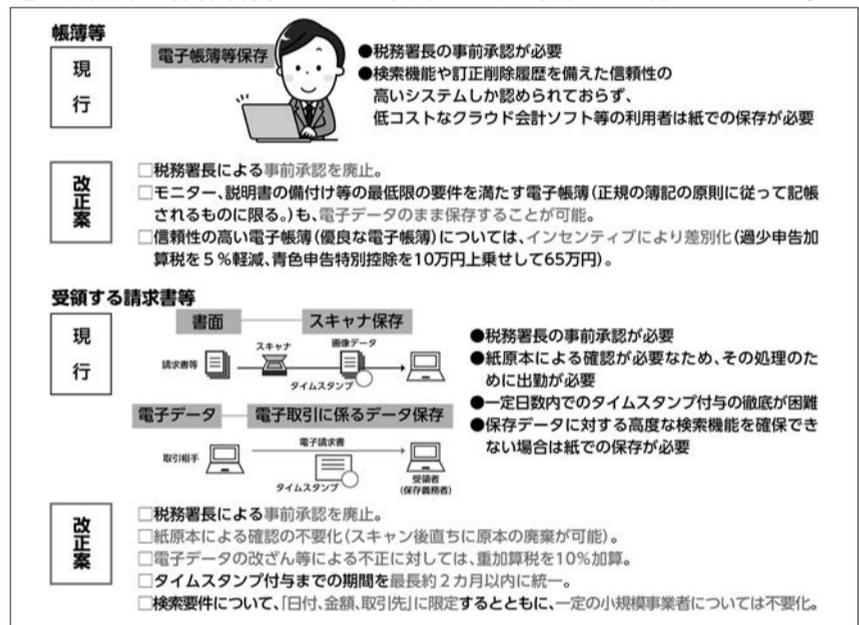
電子帳簿保存法、令和3年度改正について

情報システム部委員 菅沼 俊広

1. 電子帳簿保存制度について

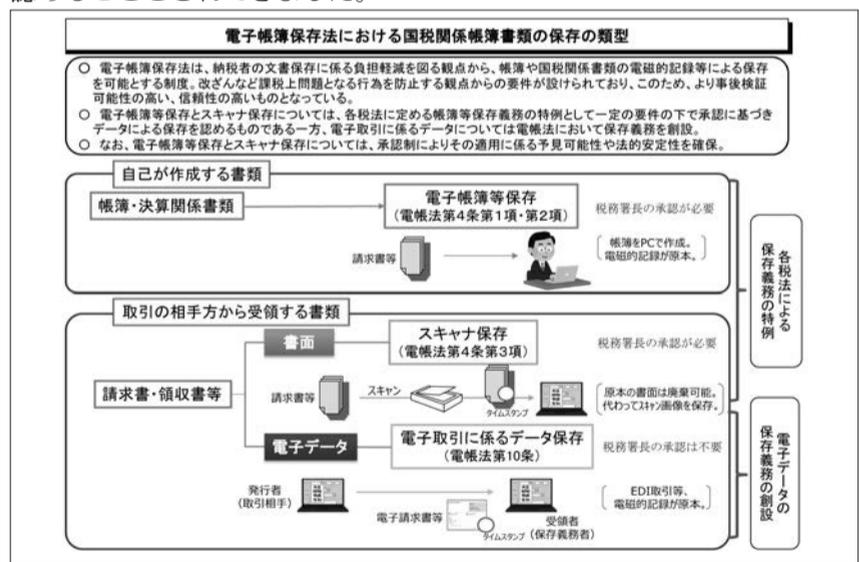
令和3年3月26日参議院本会議において、令和3年度税制改正法案である「所得税法等の一部を改正する法律案」と「地方税法等の一部を改正する法律案」の両案が賛成多数で成立しました。

この改正の中で納税環境整備として、電子帳簿保存法の改正があげられています。この改正は、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化をすることとしたものです(令和4年1月1日以後適用)。具体的には、1. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度、2. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度、3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について下図のように見直しが行われました。



(注1)

電子帳簿保存制度は、文書保存に係る負担軽減を図るため、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度ですが、改ざん等を防止するため、事前承認をはじめとする厳格な要件が設けられていました。電磁的記録等は紙と比べて改ざん等が容易であるため、各税法に定める帳簿等保存義務の特例として一定の要件の下で、データ保存を認めることとされてきました。



(注2)

2. 帳簿の電子データ保存の要件

電子帳簿保存法施行規則第3条第1項では、帳簿の電子データを保存する場合の要件を規定しており、真実性の確保と可視性の確保と合わせて、次の5つの要件が必要とされていました。

○ 真実性の確保の要件

要件1 訂正・削除履歴の確保(帳簿) 施行規則第3条第1項第1号
帳簿に係る電子計算機処理に、次の要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(イ) 帳簿に係る電磁的記録に係る記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること

(ロ) 帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること

要件2 相互関連性の確保(帳簿) 施行規則第3条第1項第2号

帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと

要件3 関係書類等の備付け 施行規則第3条第1項第3号

帳簿に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)の備付けを行うこと

○ 可視性の確保の要件

要件4 見読可能性の確保 施行規則第3条第1項第4号

帳簿に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと

要件5 検索機能の確保 施行規則第3条第1項第5号

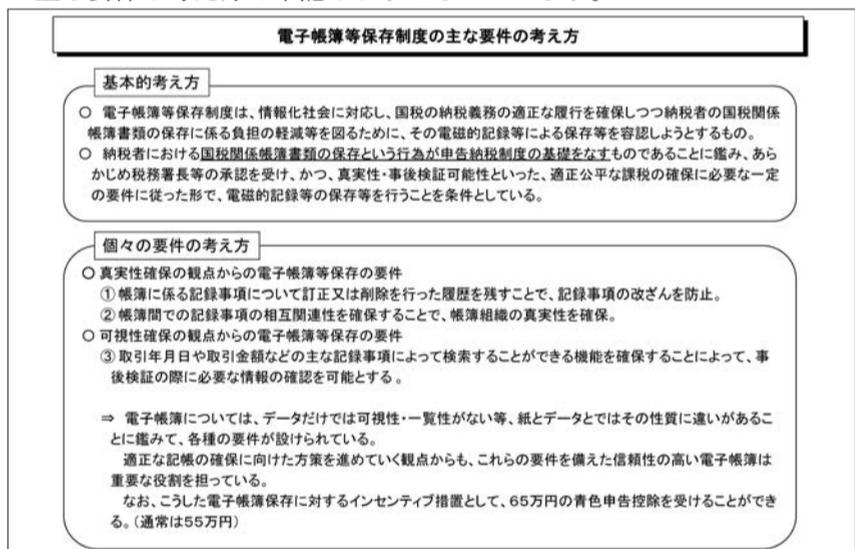
帳簿にかかる電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

(イ) 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること

(ロ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること

(ハ) 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

主要要件の考え方は下記のようになっています。



(注2)

3. おわりに

今回の改正により、上述の要件が緩和され、電子データで保存することが容易になりました。一方で、スキャナ保存が行われた国税関係書類や電子取引に係る電磁的記録を隠ぺいし、又は偽装された事実に基づき、期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があった場合、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする等罰則が強化された部分もあること、事前承認制度が廃止されたことで、要件を充足した方法で電子データを保存しているかどうか明確ではなくなってしまうという問題が生じています。

令和5年10月1日から導入される消費税の仕入税額控除の方式としての適格請求書保存方式(インボイス制度)について、記載項目の確認を目視や手入力で行うことは困難を伴うことが予測されることから、今後ますます電子データの保存については重要になってくると考えられます。なお、政府の「デジタル・ガバメント実行計画(改定)」ではバックオフィス業務の効率化を実現する観点から、「電子インボイス」について、コスト面も含め、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使えるようなものとしその利活用を促進するため、国際的な規格に準拠する形で「標準仕様」の確立を目指す、とされています。

紙の情報のやり取りや保存を前提としていた状況からキャッシュレス等、取引のはじめから電子データの情報を取扱う状況に徐々に時代が変化しており、また、コロナウイルス感染防止対策の面でも非対面で取引情報を扱うために電子データによる取引が今後増えてくることが考えられます。どのようにデータを入手し、保存するのか情報セキュリティを含めて業務の中で検討し、情報を入手することが重要になってくると考えられます。

(注1)「令和3年度税制改正」(令和3年3月発行)より
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21_pdf/zeisei21_05.pdf
(注2)第2回 納税環境整備に関する専門家会合(令和3年10月16日)財務省説明資料より
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/2020/2noukan2kai1.pdf>